

社会福祉法人朋映会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法(26年法律第45号)第45条の35第1項および社会福祉法人朋映会定款(以下「定款」という。)第21条の規定に基づき、理事および監事(以下「役員等」という。)の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週2日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、(2)以外の理事の者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務内容に応じて報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤理事
 - (2) 非常勤理事
 - (3) 監事
- 2 法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、別表1で定める額の範囲内で支給することができる。

- (1) 役員等の報酬額については、評議員会において決定する。
 - (2) 賞与、退職手当は支給しない。
 - (3) 役員等の報酬の額は、予算額の範囲内とする。
- 2 法人の毎月の経理状況、その他の事情を考慮して支給するものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事は、朋映会職員等への支給方法および支給日と同様とする。

- 2 非常勤理事および監事については、必要の都度支払う。

(公表)

第6条 社会福祉法人朋映会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は評議員会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年5月25日から施行する。

別表1（第4条関係）

（常勤理事の報酬等）

役職名	月 額	上 限
理事長	160,000円	250,000円
常勤理事	128,000円	200,000円

・週2日勤務の場合

（非常勤理事の報酬等）

	日 額	費 用
理事会等への出席	5,000円	交通費は、次頁の費用の考え方による

・理事会開催時間を3時間とした場合

監事

	日 額	費 用
理事会等への出席	5,000円	交通費は、次頁の費用の考え方による
監事監査等への出席	10,000円	

・監事監査時間を6時間とした場合

報酬の考え方

理事長	時給2,500円	$2,500 \times 8 \text{時間} \times 13 \text{日} = 260,000 \text{円}$ (上限250,000円)
常勤理事	時給2,000円	$2,000 \times 8 \text{時間} \times 13 \text{日} = 208,000 \text{円}$ (上限200,000円)
非常勤理事	時給1,700円	$1,700 \text{円} \times 3 \text{時間} \times 1 \text{回} = 5,100 \text{円}$ (5,000円とする)
監事	時給1,700円	$1,700 \text{円} \times 6 \text{時間} \times 1 \text{回} = 10,200 \text{円}$ (10,000円とする)

平成30年4月1日現在

非常勤職員賃金、時給最高単価 1,600円(登録ヘルパー)、1,500円(正看護師)を基に算出

費用(交通費)の考え方

- 春日部市内～春日部勝彩園
- ① タクシー利用で片道1,180円程度で往復計算
 - ② 電車賃(市外の方) 越谷、大宮方面その他
 - ③ 電車賃(県外の方) 東京方面その他

市内在住は、①2,500円
市外在住は、①+②3,500円
県外在住は、①+③4,500円

参考

国税庁「民間給与実態統計調査」資料参考

役員級 年間平均 6,344,000円 月額396,500円 (平成28年分調査)

- ・役員級平均等より下回る
- ・比較で不当に高額ではない